上の森公園 Park-PFI 事業　第２回質問回答

令和８年 11 月６日

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
1	公募設置等指針	3	1	2	(3)	－	既存施設の詳細（既存駐車場）	参考資料９「特定公園施設整備に関する想定」表１では、既存駐車場の取扱いを「現状通り運用」とされています。公園利用者用の既存駐車場（駐車場 A～C）について、現在の開放時間及び夜間の閉鎖の運用をご教示ください。	駐車場の利用時間は 6 時 00 分から 22 時 00 分までですが、実際の駐車場の開閉は、観光交流施設の利用時間等も考慮し、5 時 30 分に開錠、23 時 00 分に施錠しています。
2	公募設置等指針	9	2	1	(2)	－	公募対象公園施設の場所	事業対象区域のうち南側の斜面部分の緑地について、条例等により確保が求められる緑地に該当しますか。該当する場合、公募対象公園施設の区域の面積に対して確保すべき緑地の割合等の基準があればご教示ください。	本公園には、条例等により確保が求められる緑地に該当するものはありません。また、公募対象公園施設の区域面積に対して確保すべき緑地割合等の基準もありません。
3	公募設置等指針	10	2	1	(5)	⑦	造成計画・排水計画	公募対象公園施設の敷地は接道する道路より低いため、敷地内で雨水処理を行ったうえでなお想定を超える降雨があった場合に、溢水分を公園内の既存排水施設へ放流することは可能でしょうか。放流量等の詳細は設計協議の中で改めて協議させていただく前提です。	参考資料 9 に示すとおり、公募対象公園施設の敷地と前面道路との高低差を小さくし、擦り付け勾配を緩やかにすることを想定しています。 公募対象公園施設の敷地内で雨水の貯留・浸透等による流出抑制を行うことを前提に、その処理能力を超える雨水を公園内の既存排水施設へ放流することは可能です。放流位置、許容放流量及び接続方法等の詳細は、設計協議において本町と協議の上、決定してください。
4	公募設置等指針	10	2	1	(5)	⑨	インフラ	公募対象公園施設の敷地は接道する道路より低く、前面道路の公共下水道への接続が困難と見込まれます。公園施設内の既存汚水管へ接続することは可能でしょうか。接続位置等の詳細は設計協議の中で改めて協議させていただく前提です。	参考資料 9 に示すとおり、公募対象公園施設の敷地と前面道路との高低差を小さくし、擦り付け勾配を緩やかにすることを想定しています。 前面道路の公共下水道への接続が困難な場合、既存施設の流下能力及び接続条件等に支障がない範囲で、公園内の既存汚水管へ接続することは可能です。
5	公募設置等指針	10	2	1	(5)	⑨	インフラ	電灯及び動力並びに電話・光回線の引込みについて、既設引込管からの分岐によらず、既存電柱からの単独引込みとすることは可能でしょうか。	既存電柱等から単独で引き込むことは可能です。具体的な引込方法は、認定計画提出者の責任において各インフラ管理者と協議し、承認を得てください。また、引込みに必要な費用は認定計画提出者の負担となります。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
6	公募設置等指針	11	2	2	(1)	①	テニスコートの移設	「既存備品として、ベンチや審判台、ブラシは完備されているため、これらは再利用することを想定する」とありますが、既存の防球フェンス、門扉、ネット及びその支柱については、撤去時の状態に応じて、再利用の可否を施工段階で協議することで差し支えないでしょうか。	既存の防球フェンス、門扉、ネット及び支柱は、撤去時の状態、安全性及び移設後に必要な性能等を確認できた場合には、再利用について本町と協議することが可能です。なお、再利用する場合も、公募設置等指針に示す性能・仕様を満たすものとしてください。
7	公募設置等指針	11	2	2	(1)	①	テニスコートの舗装仕様	参考資料6（既存テニスコート図面）では、既存テニスコートは非透水（密粒度アスコン）となっておりますが、移設後のテニスコートも非透水としてよろしいでしょうか。	移設後のテニスコートの下地の構造（透水性又は非透水性）及び排水方式は限定しませんので、周辺の地下水位や排水状況等を踏まえ、降雨後速やかに使用でき、プレイに必要な性能を確保できるようご提案ください。その考え方は、様式7-5「特定公園施設の整備計画」に記載してください。なお、詳細は、設計協議において本町と協議の上、決定してください。
8	公募設置等指針	11	2	2	(1)	②	ゲートボール場の舗装仕様	参考資料7（既存ゲートボール場図面）では、ゲートボール場の舗装仕様が平面図では「砂入り人工芝」、詳細図では「クレイ舗装」となっております。現在の砂入り人工芝の仕様をご教示ください。	移設後のゲートボール場の砂入り人工芝舗装における表層、下地構造及び排水方式は限定しません。周辺の地下水位や排水状況等を踏まえ、降雨後速やかに使用でき、ボールの転がりがスムーズとなる性能を確保できるようご提案ください。また、その考え方は、様式7-5「特定公園施設の整備計画」に記載してください。なお、詳細は、設計協議において本町と協議の上、決定してください。
9	公募設置等指針	11	2	2	(1)	③	園路・階段	公園南側の住宅地からの歩行者の利便性を高めるため、既存の階段又は園路とは別に、歩行者用の階段を公募対象公園施設に附属する施設として設けることを検討しています。当該階段を設けることは可能でしょうか。	ご提案の歩行者用階段を設けることは可能です。ただし、当該階段は、専用駐車場等と同様に、公募対象公園施設として位置付けるものとし、認定計画提出者がその責任及び負担において、整備及び維持管理を行ってください。なお、設置位置、構造及び設置管理許可の範囲等の具体的な内容は、設計協議において本町と協議の上、決定するものとします。
10	公募設置等指針	13	2	2	(3)	⑤	計画・設計に関する事項	機能の廃止期間を最小限とする観点から、貴町の要請等により、工事期間中に完成した特定公園施設の一部を一般の利用に供する場合は、当該部分について完了検査及び引渡しを先行して行い、引渡しをもって所有権及び管理責任が貴町に移転し、特定公園施設建設・譲渡契約書（案）第4条に基づき当該部分の譲渡対価をお支払いいただくとの理解でよろしいでしょうか。	本町が要請し、特定公園施設の一部（施設単位に限る）を先行して完了検査及び引渡しをする場合に限り、当該部分に係る譲渡対価を特定公園施設建設・譲渡契約に基づきお支払いします。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
11	公募設置等指針	14	2	2	(5)	－	整備費用の負担	参考資料 9「特定公園施設整備に関する想定」表 2 では、既存施設の撤去として既存テニスコート（759 ㎡、フェンス・扉を含む）が示されています。当該既存テニスコートは公募対象公園施設整備可能エリア内に位置しますが、その撤去に要する費用は、第 2 章 2（5）に定める特定公園施設の整備に要する費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	既存テニスコートの撤去は、特定公園施設ではなく、公募対象公園施設の整備に要する費用として考えています。
12	参考資料 4	－	－	－	－	－	既存電線ケーブル・照明施設	参考資料 4（電気・上下水道図面）の「与那原観光交流施設新築工事（電気２工区）工事設計図面」より、テニスコートの移設に伴い、既存ゲートボール場北側の電線ケーブルに影響が生じると思われます。当該ケーブルをコート内を避けて移設する費用、並びに既存テニスコート及びゲートボール場の照明施設（配線・配管を含む）の移設に要する費用は、特定公園施設の整備に要する費用として見込まれているでしょうか。	既存電線ケーブルの移設は、本町として想定しておらず、特定公園施設の整備に要する費用としても見込んでいません。そのため、テニスコート等の配置計画にあたっては、既存電線ケーブルの移設が生じないよう、極力配慮してください。仮に、やむを得ず移設が必要となる場合は、その必要性、範囲及び費用負担について、設計協議段階において本町と協議してください。
13	公募設置等指針	18	4	1	－	－	日程（表 7）	表 7 では「認定計画提出者による工事令和 10 年 1 月～令和 10 年 5 月予定」とされていますが、当該期間は目安であり、建設工事における週休 2 日（4 週 8 休）の確保等を考慮して公募設置等計画において提案する工事期間が表 7 と異なる場合でも差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。 また、ゆとりある工期を確保する観点から、工期の後ろ倒しが必要となる場合の協議は可能でしょうか。	表 7 に示す工事期間は目安です。公募設置等計画では、週休 2 日の確保等も踏まえ、合理的かつ実施可能な工程をご提案ください。また、選定後に工期の変更が必要となった場合は、基本協定に基づき協議します。
14	公募設置等指針	18	4	1	－	－	日程（表 7）	表 7 では、認定計画提出者による工事が令和 10 年 1 月～令和 10 年 5 月、供用開始が令和 10 年 7 月とされています。工事期間と供用開始との間の約 2 か月について、貴町が想定されている内容をご教示ください。	工事完了から供用開始までの期間は、特定公園施設の完了検査及び引渡し、公募対象公園施設の開業準備、その他必要な手続等を行う期間として想定しています。公募設置等計画において、合理的かつ実施可能な供用開始時期をご提案ください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
15	公募設置等指針	18	4	1	－	－	日程（表7）	表7では認定計画提出者による工事を令和10年1月～令和10年5月予定とし、第2章1（3）では公募対象公園施設の設置管理許可を令和10年1月（工事着手予定時期）とされています。工期にゆとりを確保するため、特定公園施設の工事として、既存テニスコートの撤去等を令和10年1月より前に先行して着手することは可能でしょうか。可能な場合、当該工事に係る設置許可（基本協定書（案）第36条）の取得時期の考え方をご教示ください。	No.11の回答のとおり、既存テニスコートの撤去は、公募対象公園施設の整備に係る工事として取り扱います。撤去費用は認定計画提出者の負担となります。既存テニスコートの撤去を含む工事の着手に先立ち、公募対象公園施設に係る設置管理許可その他必要な手続を行ってください。 なお、工程上の理由等により既存テニスコート撤去を先行して実施する必要がある場合は、事業者選定後、撤去の実施主体、権原、費用負担及び責任分担等について町と協議するものとします。
16	公募設置等指針	19	4	2	(4)	－	公募設置等計画等の作成及び提出	提出した公募設置等計画等の記載内容について、貴町が公表される予定はありますか。公表される場合は、その範囲及び時期をご教示ください。	公募設置等予定者等を選定・通知したとき（令和9年1月下旬予定）は、審査講評とあわせて計画概要を本町ホームページで公表する予定です。また、公募設置等計画を認定したとき（令和9年3月下旬予定）は、都市公園法に基づき、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに指定した公募対象公園施設の場所を公示するとともに、計画概要を公表する予定です。公募設置等計画そのものの公表は、現時点では予定していません。
17	参考資料9	－	－	－	－	－	表1・図6（グランドレベル）	参考資料9表1では、公募対象公園施設の方針としてグランドレベルを上げる（図6より約52cm）とされています。同工事期間に、町内又は近隣で盛土材として利用できる建設発生土の見込みはありますでしょうか。	近くで実施している道路事業において、建設発生土の予定があります。時期においては、詳細な調整が必要となり未確定要素が多いため、現時点においては、必要な盛土材は、認定計画提出者において確保することを前提にご提案ください。
18	別紙1基本協定書（案）	－	－	5	－	－	構成企業間の工事請負契約	応募グループの構成企業Aが特定公園施設の建設業務を担当し、その一部の工事を、同じ応募グループの構成企業Bへ工事請負契約により発注する体制を検討しています。各社の担当業務、施工体制及び責任分担を公募設置等計画に明示し、貴町に対する基本協定上の連帯履行責任を維持する場合、構成企業Bが構成企業Aから工事を請け負うことと、構成企業Bが応募グループの構成企業であることは両立可能でしょうか。制限又は必要な条件がある場合は、ご教示ください。	応募グループ内部の契約等については、応募グループの責任において整理し、本町との協定及び契約の履行に影響を及ぼさないようにしてください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
19	別紙1 基本協定書 (案)	－	－	5・8	－	－	工事代金の支払義務者	No.18の体制において、構成企業Aを構成企業Bとの工事請負契約上の注文者とし、構成企業 A が構成企業 B に対する工事代金の支払義務を負うことは可能でしょうか。貴町との基本協定及び特定公園施設建設・譲渡契約の当事者は認定計画提出者である応募グループとしたまま、内部の工事請負契約について、代表企業ではない構成企業 A を注文者・工事代金の支払義務者とすることの可否を確認するものです。	応募グループ内部の契約等については、応募グループの責任において整理し、本町との協定及び契約の履行に影響を及ぼさないようにしてください。
20	別紙1 基本協定書 (案)	－	－	5	－	－	店舗所有者と建設担当企業の契約関係	公募対象公園施設について、構成企業 C が建物を所有し、建築主・注文者として、同じ応募グループの構成企業Aへ建設工事を発注し、構成企業Aが完成建物を構成企業 C へ引き渡す体制は可能でしょうか。貴町との契約及び設置管理許可の名義は第 1 回質問回答 No.39 に従うものとし、建物所有者と建設担当企業の間の工事請負契約の可否を確認するものです。	応募グループ内部の契約等については、応募グループの責任において整理し、本町との協定及び契約の履行に影響を及ぼさないようにしてください。
21	別紙1 基本協定書 (案)	－	－	5・44	－	－	構成企業の連帯責任の期間・範囲	特定公園施設の設計・建設のみを担当する構成企業も、特定公園施設の引渡し及び契約不適合責任期間の終了後、公募対象公園施設の管理運営、使用料の納付、撤去・原状回復等の義務を連帯して負うのでしょうか。また、担当業務の完了後、貴町の承諾により責任の範囲を限定し、又は構成企業から離脱することは可能でしょうか。	各構成企業は、担当業務の分担にかかわらず、基本協定及び本事業関連書類に基づく認定計画提出者の義務を連帯して履行する責任を負います。構成企業の変更又は離脱には、本町の事前承諾が必要です。
22	別紙1 基本協定書 (案)	－	－	6・39	－	－	規定の適用関係	第 6 条では本協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画等の優先順位が定められていますが、基本協定、特定公園施設建設・譲渡契約及び設置管理許可等の許可条件の内容が抵触する場合の優先順位をご教示ください。また、質問回答の内容を最終的な基本協定及び特定公園施設建設・譲渡契約へ反映する方法をご教示ください。	基本協定、特定公園施設建設・譲渡契約及び設置管理許可等の許可条件の内容が抵触する場合の優先順位については、該当する事項の内容その他諸般の事情を踏まえ、本町が合理的に定めることを想定しています。なお、質問回答書は公募設置等指針等の一部として取り扱います。
23	別紙1 基本協定書 (案)	－	－	7・8・31	－	－	融資に伴う担保設定・債権譲渡	公募対象公園施設への抵当権の設定、特定公園施設の譲渡対価請求権への担保の設定又は債権譲渡について、貴町の承諾の条件と必要な手続をご教示ください。また、金融機関から求められる場合、事業の継続や地位の承継の手続を定める直接協定の締結について協議は可能でしょうか。	公募対象公園施設への抵当権の設定、特定公園施設の譲渡対価請求権への担保の設定又は債権譲渡を行う場合は、本町の事前承諾が必要です。具体的な条件及び手続については、認定計画提出者側からの提案を踏まえ、個別に協議します。また、金融機関との直接協定の締結についても協議に応じます。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
24	別紙1 基本協定書 （案）	－	－	10・ 13・20	－	－	貴町負担の追加費用と整備費用上限額との関係	第10条第2項第2号（特定公園施設部分の地中埋設物）、第13条第4項第1号及び第20条第3項（貴町の責めに帰すべき事由）等により貴町が負担するとされる追加費用は、貴町が負担する特定公園施設の整備費用上限額（80,000千円）及び提案時の負担割合とは別に精算されるのでしょうか。あわせて、その承認・契約変更の手続をご教示ください。なお、物価変動に関する確認ではなく、協定上貴町が負担するとされる費用と上限額との関係を確認する趣旨です。	本町が負担する増加費用又は損害については、公募設置等指針に示すリスク分担及び基本協定書（案）の規定に基づき、整備費用上限額（80,000千円）及び提案時の負担割合とは別に、発生原因、内容及び金額を確認の上、協議します。
25	別紙1 基本協定書 （案）	－	－	12・別紙2	－	－	設計・建設工事の履行に係る保険	別紙2の「設計、建設工事の履行に係る保険」の保険金額（施設整備費（建設工事費相当額）の10%）の算定基礎は、各施設の建設工事費の総額でしょうか。特定公園施設については、認定計画提出者の負担分を含む総額でしょうか。また、構成企業又は施工企業を保険契約者とする方法、既存保険の特約又は同等の保証手段による対応は可能でしょうか。	「施設整備費（建設工事費相当額）の10%」は、それぞれの対象施設に係る建設工事費相当額を算定基礎とします。特定公園施設は、本町負担分及び認定計画提出者負担分を合わせた建設工事費相当額を対象とします。また、構成企業又は施工企業を保険契約者とする方法、並びに既存保険の特約又は同等の保証手段による対応については、選定後に協議の上、可否を整理します。
26	別紙1 基本協定書 （案）	－	－	17・ 20・別紙1	－	－	工期の延長と営業可能期間	貴町の事情又は不可抗力により公募対象公園施設の開業が遅延した場合、公募設置等計画の認定の有効期間及び設置管理許可の期間を延長することは可能でしょうか。延長できない場合、営業可能期間の減少に伴う損失の取扱いをご教示ください。	公募設置等計画の認定の有効期間は、公募対象公園施設の工事着手日から20年であり、延長することはできません。本町の責めに帰すべき事由又は不可抗力による開業遅延に伴う費用又は損害については、公募設置等指針に示すリスク分担及び基本協定書（案）の規定に基づき取り扱います。
27	別紙1 基本協定書 （案）	－	－	31・32	－	－	構成企業間の店舗の賃貸借	公募対象公園施設の所有企業と運営企業が異なる場合、同一の応募グループの構成企業間の賃貸借も、第32条の「第三者に使用させる場合」として貴町の承認の対象となるのでしょうか。対象となる場合の契約の形式及び承認の時期をご教示ください。	同一の応募グループの構成企業間において、認定された公募設置等計画に定める役割分担の範囲内で公募対象公園施設を使用する場合は、構成企業間で賃貸借契約等を締結する場合であっても、基本協定書（案）第32条に規定する「第三者による使用」には該当しないものとします。
28	別紙1 基本協定書 （案）	－	－	34	－	－	原状回復	事業終了時の原状回復について、造成後の地盤高、擁壁、排水設備、地中配管及び基礎の撤去・残置の基準をご教示ください。既存テニスコートの撤去前の状態への復旧まで求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。また、貴町が残置を認める場合の条件をご教示ください。	造成後の地盤高については、事業終了時に既存テニスコート撤去前の地盤高に戻す必要はありません。擁壁、排水設備、地中配管及び基礎については、本町が有用と認める場合、残置に関して協議することがあります。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
29	別紙1 基本協定書 （案）	－	－	35・40	－	－	不可抗力による費用負担	第35条第2項及び第40条第3項では不可抗力による増加費用等は第56条の協議によるとされる一方、特定公園施設建設・譲渡契約書（案）第2条第3項では引渡し前の不可抗力による滅失・毀損は乙の負担とされています。同一の災害による復旧費、工期延長に伴う費用及び現場維持費について、各条項の適用関係と、保険で補填されない費用の取扱いをご教示ください。	特定公園施設の引渡し前に不可抗力により毀損した施設の復旧費については、特定公園施設建設・譲渡契約書（案）第2条第3項に基づき取り扱います。その他、不可抗力に伴う工期延長や現場維持等に係る増加費用については、基本協定書（案）の関係規定に基づき取り扱うものとします。保険で補填されない費用については、当該費用の性質等に応じ、基本協定書（案）及び特定公園施設建設・譲渡契約書（案）の関係規定に基づき取り扱います。
30	別紙1 基本協定書 （案）	－	－	45～50	－	－	解除に伴う措置	本協定が解除された場合に貴町が特定公園施設の出来形部分を引き取るとき（第49条）の対価の算定方法、認定計画提出者の負担割合及び支払時期をご教示ください。また、貴町の事情又は不可抗力による解除の場合の設計費、発注済みの資材費、工事の解約に要する費用及び原状回復費の負担をご教示ください。	本協定の解除に伴い本町が特定公園施設の出来形部分を引き取る場合の取扱いについては、基本協定書（案）第49条その他の関係規定に基づき、出来形の状況等を踏まえて取り扱うものとします。また、本町の事情又は不可抗力による解除に伴い発生する各種費用についても、その発生原因及び内容等を踏まえ、基本協定書（案）の関係規定に基づき取り扱うものとします。
31	別紙1 基本協定書 （案）	－	－	49	－	－	特定公園施設の解除に伴う措置	第49条では「第35条が準用する第34条に基づき原状回復する」とされていますが、第35条は第2章の規定を準用するものであり、第34条（第3章）との関係が明確ではないように読めます。解除時の原状回復義務を定める趣旨と、参照すべき条項をご教示ください。	第49条は、本協定の解除時に特定公園施設の出来形部分が存在する場合、町がその全部又は一部を引き取る場合を除き、認定計画提出者が原状回復を行うことを定める趣旨です。なお、第49条の「第35条が準用する第34条」との記載は、第34条を準用する趣旨であり、表現を修正する予定です。
32	別紙1 基本協定書 （案）	－	－	44・ 49・50	－	－	解除の効力	第50条では「解除日以降、各当事者は本協定に定める義務を負わない」とされていますが、未払代金、出来形の精算、契約不適合責任、原状回復及び守秘義務等について、解除後又は期間満了後も存続する旨を規定する予定はありますか。第50条との関係とあわせてご教示ください。	本協定の解除又は期間満了後においても、その性質上存続すべき義務については、引き続き効力を有する趣旨です。第50条との関係を含め、必要に応じて規定を整理します。
33	別紙2 特定公園施設建設・譲渡契約書 （案）	－	－	4	－	－	譲渡価額の支払	特定公園施設の整備費用について、代表企業ではない構成企業Aが資金調達及び施工企業への支払いを担当する場合、応募グループ全社の合意及び必要な受領権限の付与を前提として、貴町が支払う譲渡対価の振込先を当該構成企業A名義の口座とすることは可能でしょうか。可能な場合の必要書類・手続、又は貴町が想定される受領方法をご教示ください。なお、支払時期の変更を求めるものではありません。	譲渡対価の支払については、特定公園施設建設・譲渡契約書（案）の規定に基づき、認定計画提出者に対して支払うことを基本とします。振込先を構成企業名義の口座とする場合の取扱いについては、受領権限等を確認の上、関係法令及び町の会計手続等に基づき対応するものとします。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
34	別紙2 特定公園施設建設・譲渡契約書（案）	－	－	8	－	－	効力発生（議会の承認）	第 8 条では、本契約は与那原町議会の承認を得たときに成立するとされています。 ①議会の承認の想定時期をご教示ください。 ②議会の承認を得られなかった場合に乙の負担とされる費用（第 8 条第 2 項）には、基本協定に基づき既に実施した設計・測量・地質調査等の費用も含まれますか。 ③その場合の基本協定、公募設置等計画の認定及び公募対象公園施設の事業の取扱いをご教示ください。	①議会の承認は、特定公園施設の設計完了後、建設・譲渡契約の内容及び譲渡対価等を確定した上で、適当な開催議会において、必要な手続を行うことを想定しています。（【参考】定例議会開催：3・6・9・12 月） ②特定公園施設建設・譲渡契約書（案）第 8 条第 2 項に規定する費用には、本契約の成立を前提として実施した設計、測量、地質調査に要した費用も含まれるものとします。 ③議会の承認を得られなかった場合の基本協定、公募設置等計画の認定及び公募対象公園施設事業の取扱いは、その時点の事業進捗等を踏まえ、本町と認定計画提出者との協議により対応します。
35	様式集	5	－	－	－	－	関係書類一覧	様式 7-1(事業の実施方針)の枚数について、関係書類一覧では、枚数が「1」、様式 7-1 の見出しでは、「A4 判 2 枚以内」と記載されています。どちらに従って作成すればよろしいでしょうか。	「A4 判 1 枚以内」としてください。
36	様式集	5	－	－	－	－	関係書類一覧	様式 7-7(資金計画及び収支計画)の用紙について、関係書類一覧では、用紙サイズが「A3 横」、様式 7-7 の見出しでは、「A4 判 1 枚以内」と記載されています。様式 7-7 の本文は、どちらで作成すればよろしいでしょうか。なお、添付する「資金計画表及び収支計画表(様式 7-7 関連)」は、A3 横で作成するものと理解しております。	様式 7-7 について、用紙サイズは「A4 縦」、枚数は「1 枚以内」としてください。添付資料「資金計画表及び収支計画表(様式 7-7 関連)」はお見込みの通りです。